

地下街等の
避難確保・浸水防止計画
作成の手引き

四日市市
令和8年8月

目 次

第1章 総則	1
1-1 地下街等の浸水危険性（背景・目的）	1
1-2 避難確保・浸水防止計画作成の必要性	1
1-3 計画の作成主体及び内容	2
1-4 対象となる施設の範囲	2
1-5 計画を作成するために参考となる資料	3
第2章 浸水に備えた体制づくり	4
2-1 防災体制の整備	4
2-2 施設等の整備	6
2-3 従業員等の教育	7
2-4 利用者への啓発	8
2-5 連絡体制の整備	8
2-6 防災訓練	9
2-7 情報収集	10
2-8 自衛水防本部の設置	11
第3章 避難確保・浸水防止計画の作成及び公表について	12
3-1 計画の報告及び公表について	12
3-2 計画の作成要領（記入例）	13
第4章 用語説明	28

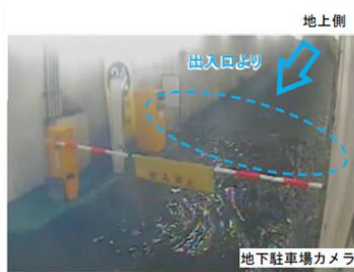
第1章 総則

1-1 地下街等の浸水危険性（背景・目的）

近年、全国各地において、台風や集中豪雨等に伴う浸水被害が発生しています。四日市市においても、令和7年9月12日に記録的短時間大雨情報が発表され、市内中心部で内水氾濫が発生し、地下駐車場や地下店舗等が浸水しました。

地下駐車場を含む地下街等は、地上の降雨や浸水の状況を把握しにくいことに加え、地上から流入した水が短時間で施設内に広がるおそれがあります。また、浸水によって避難経路が使用できなくなるなど、利用者や従業員等の避難が困難となり、人命に関わる深刻な被害が生じる可能性があります。

このため、地下街等の所有者又は管理者は、本手引きを参考に、施設の実情に応じた避難確保・浸水防止計画を作成し、従業員等の関係者に周知するとともに、計画に基づく訓練を実施することにより、利用者や従業員等の安全を確保し、浸水被害の防止又は軽減を図る必要があります。



出典：国土交通省（四日市市地下駐車場施設復旧検討委員会）

1-2 避難確保・浸水防止計画作成の必要性

水防法（昭和24年法律第193号。以下「水防法」という。）第15条では、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域内にある地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設のうち、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要がある施設について、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定めることとされています。

四日市市地域防災計画に名称及び所在地が定められた地下街等の所有者又は管理者には、水防法第15条の2に基づき、避難確保・浸水防止計画の作成、市長への報告及び公表、計画に基づく訓練の実施並びに自衛水防組織の設置が義務付けられています。

※ただし、津波については、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）により、津波災害警戒区域内にあり、四日市市地域防災計画に名称及び所在地が定められた地下街等の所有者又は管理者に対し、津波発生時の避難確保計画の作成、市町村長への報告及び公表並びに訓練の実施が義務付けられています。

令和8年8月現在、四日市市内は津波災害警戒区域に指定されていませんが、南海トラフ地震等に伴う津波により市沿岸部を中心に浸水が想定されています。このため、本手引きでは、法令上の義務の有無にかかわらず、施設利用者等の安全確保を図る観点から、津波発生時に関する事項も記載しています。

1－3 計画の作成主体及び内容

避難確保・浸水防止計画は、水防法第15条の2第1項に基づき、地下街等の所有者又は管理者が、単独で又は共同して作成します。

一つの施設内で管理権限が分かれている場合や、地下通路、地下駐車場、接続ビル等を介して複数の施設が接続し、相互に浸水の影響を受けるおそれがある場合は、関係する所有者又は管理者が、計画の対象区域、役割分担、情報の収集・伝達、避難誘導、浸水防止活動等について協議し、共同して計画を作成してください。

なお、計画には、施設の構造、利用形態、立地条件及び想定される浸水の状況等を踏まえ、次の事項を定める必要があります。

《計画に定める内容》

- ① 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項
- ② 地下街等の利用者の洪水時等の避難誘導に関する事項
- ③ 地下街等における洪水時等の浸水防止活動に関する事項
- ④ 地下街等における洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項
- ⑤ 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑥ 自衛水防組織（自衛水防本部）の業務に関する事項
- ⑦ その他、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

1－4 対象となる施設の範囲

対象となる地下街等の範囲は、水防法に基づく浸水想定区域内にあるもので、次の要件を満たす施設です。対象となる地下街等は、水防法に基づく浸水想定区域内にある施設のうち、四日市市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

＜四日市市における対象施設の選定基準＞

不特定かつ多数の者が利用する施設で、延べ面積が1,000㎡以上又は地階の床面積の合計が5,000㎡以上の施設（施設例：体育館、商業施設、宿泊施設、駐車場等）

なお、対象となる施設は、四日市市地域防災計画「【資料編】地域防災計画資料（2）【付表関係】【資料2－7－⑤】地下街等施設名簿」に、その名称及び所在地を掲載しています。

四日市市防災情報ホームページ「四日市市地域防災計画」

<http://bousai2.city.yokkaichi.mie.jp/plan-document/local-disaster-prevention-plan/etc-04/>



1－5 計画を作成するために参考となる資料

避難確保・浸水防止計画を作成する際は、次の資料を活用し、施設が所在する区域において想定される災害の種類、浸水区域、想定浸水深、浸水継続時間、避難場所及び避難経路等を確認してください。

次のホームページで四日市市内の浸水想定区域等を確認出来ます。

◆四日市市防災情報ホームページ「各種ハザードマップ」

<https://bousai2.city.yokkaichi.mie.jp/hazard-map/hm-02/>

◆四日市市公開型GIS

<https://bousai2.city.yokkaichi.mie.jp/hazard-map/hm-03/>

見たい地点を住所などで簡単に検索できます。



◆国土交通省 地下空間の浸水対策

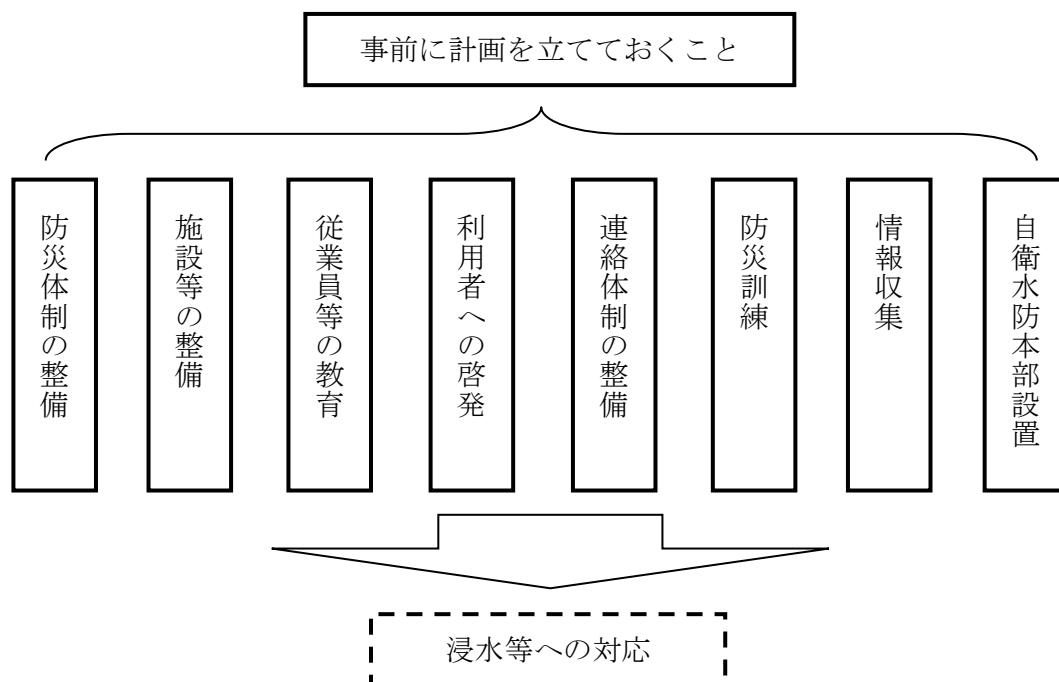
国土交通省のホームページにおいて、地下空間の浸水対策や避難確保・浸水防止計画作成の手引き等が掲載されていますので、参考としてください。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou01.html>



第2章 浸水に備えた体制づくり

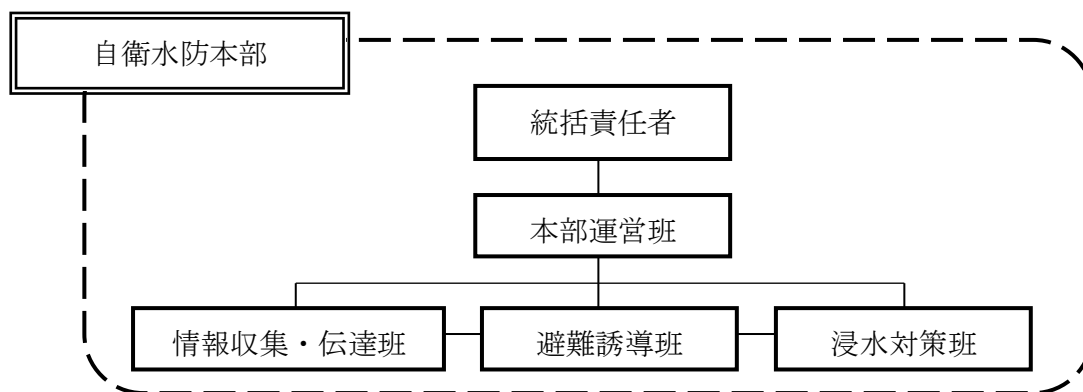
施設の利用者の安全な避難を行うためには、施設の所有者又は管理者が浸水被害に備えた体制を確立しておく必要があります。ここでは、浸水被害に備えて、事前にどういったことについて計画を立てるのか確認してください。



※消防法第8条に基づく消防計画や、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく南海トラフ地震防災対策計画など、既に災害時の組織体制、情報伝達又は避難誘導等を定めた計画がある場合は、これらの計画との整合を図るとともに、既存の組織体制や役割分担を活用してください。

2-1 防災体制の整備

浸水時の対応には、気象や河川水位等の情報収集、利用者や従業員等への危険情報の伝達・周知、浸水対策、避難誘導、防災機関への情報連絡等があります。これらの業務を分担して、浸水等に迅速かつ効果的に対応できるよう、防災体制について事前に計画しておきます。次のような「自衛水防本部」を防災体制のモデルにして、施設ごとに防災体制を検討してください。



【各班の役割と主な任務】（基準）

○統括責任者

自衛水防本部の統括責任者として、情報収集・伝達、浸水防止、避難誘導等について意思決定するとともに、各班に対し必要な指示を行います。

【主な任務】

- ア 自衛水防本部の指揮監督

○本部運営班

統括責任者を補佐し、統括責任者の判断に必要な各種情報の整理、分析を行うほか、統括責任者の指示を各班へ伝達するなど、全体の調整等を行います。また、応援者がいる場合は、各班への人員配置を行います。統括責任者が不在の場合又は事故等により指揮を執ることができない場合は、あらかじめ定めた代行者が、その任務を代行します。

【主な任務】

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 浸水防止活動、避難誘導等に関する判断の補佐
- ウ 統括責任者の指示に基づく各班の活動の調整
- エ 浸水状況等の情報の各班への連絡

○情報収集・伝達班

気象情報、洪水情報、河川の水位情報、避難情報等を、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して収集するとともに、周辺の降雨状況や施設の浸水状況等を把握します。また、気象情報や避難情報等について、館内放送や拡声器等により施設利用者等へ迅速に伝達します。

【主な任務】

- ア 気象情報、洪水情報等の収集及び伝達
- イ 関係機関への情報連絡
- ウ 館内放送等による情報伝達
- エ 報道機関への対応その他の広報
- オ 隣接施設等の管理者との情報連絡
- カ 休日・夜間の緊急連絡

○避難誘導班

平常時から浸水に備え、避難経路の設定や安全な避難先等の確認を行うとともに、避難誘導に必要な資器材（拡声器、懐中電灯等）の確保及び点検を行います。浸水のおそれがある場合は、施設利用者や従業員等を安全な場所へ避難誘導します。また、高齢者、障害者、乳幼児その他避難に支援を要する利用者を把握し、必要な支援を行います。

【主な任務】

- ア 利用者等の避難誘導及び未避難者等の確認

- イ 利用者等への避難方法の伝達
- ウ 各テナントの避難状況の確認
- エ 地上の避難経路及び避難先の安全確認

○浸水対策班

平常時から浸水に備え、排水用資器材や水防用資器材の点検及び準備を行います。また、施設内の浸水のおそれがある箇所をあらかじめ把握しておくことも重要です。浸水のおそれがある場合は、施設内外の浸水状況を把握するとともに、土のうや止水板の設置、ポンプによる排水等の浸水対策を実施します。なお、浸水対策は、活動する者の安全及び避難経路の確保を最優先とし、活動を継続することが危険な場合は、直ちに活動を中止して避難します。

【主な任務】

- ア 浸水及び漏水を防止するための措置
- イ 水防用資器材の準備
- ウ 浸水のおそれがある箇所の事前確認
- エ 電気設備、機械設備及び排水ポンプの点検及び必要な措置
- オ 排水溝の点検及び必要な措置
- カ 地上出入口、車路、換気口等の点検及び浸水防止措置
- キ 安全が確保できる範囲での被害発生箇所の応急措置
- ク 防水扉、止水板等の閉鎖又は設置

2-2 施設等の整備

浸水に備えるための取組みは、次の方法が考えられます。なお、浸水防止のための設備の改修は、施設の改修時に併せて実施するなど、状況に応じた整備に努めてください。

① 避難経路図の作成及び掲示

地階ごとに避難時の危険箇所を考慮して、浸水が想定されない地上又は安全な上階等の避難先までの避難経路を作成します。作成後は普段から利用者・従業員等の目に付きやすい場所に掲示してください。

なお、既に火災発生時などの避難経路図が掲示されている場合は、浸水時における避難経路及び避難場所等を併せて示す方法も有効です。

② 設備・資器材を想定浸水深より高い場所に設置

自家発電機等の設備や資器材を用意していても、浸水すれば使用できなくなります。想定浸水深より高い場所に設置又は保管することで、このような事態を防ぐことができます。

③ 止水板や防水ゲート

地下空間への出入口には、浸水を防ぐための止水板や土のう、防水ゲートの設置が有効となります。

④ 監視カメラ

地下空間にいと地表の状況が分かりづらいですが、地上に設置している監視カメラが地上の状況を即時に把握するための有効な手段となります。

⑤ 資器材の整備

日頃から備えておきたい資器材の一例は、次のとおりです。災害時に正常に使用できるように、定期的な点検や整備を行ってください。また、保管場所を従業員等に周知して、担当する従業員等が速やかに使用できる状態にしておいてください。

【施設に応じた資器材等（例）】

資器材名		備考・用途など	
個人装備	長靴	浸水前又は安全が確保できる範囲での浸水防止活動に使用する。	
	ライフジャケット		
	懐中電灯	停電時や夜間時に使用する。	
共同で使用	情報取得用	テレビ、ラジオ	停電時にも使用できるものを用意する。
		PC（タブレット等）	インターネット情報取得機器として使用する。
		乾電池・バッテリー等	停電時に備えて用意する。
	避難誘導用	拡声器	避難誘導などの時に使用する。
		メガホン	
		案内旗（誘導灯）	
	排水用資器材	排水ポンプ	施設の規模に応じた台数を用意する。
		非常用電源（発電機等）	排水ポンプやその他の電源用を用意する。
		水切り	床に溜まった水を掻き出す。
	防水用資器材	土のう	水の侵入口を塞ぐ。（規模に応じた数を確保）
		止水板	出入口付近に設置し、想定浸水深に応じたものを用意する。
		防水シート	財産保護等に使用する。
		ブルーシート	防水処理や流入物処理に使用する。

2-3 従業員等の教育

施設の所有者又は管理者は、従業員等が平常時から取り組むことや、分担又は協力して行う浸水対策に関して防災教育を行う必要があります。従業員は、施設に浸水の危険性があることを十分認識し、利用者の生命を守る使命があることを意識して、災害時には的確に動けるようにしてください。

① 日頃からの備え

地理条件等	過去の浸水実績、ハザードマップ等の確認
危険箇所把握	施設等への出入口や換気口などの浸水の可能性がある箇所の把握
情報収集	情報の入手先やその方法、入手した内容の解析等
資器材取扱い	備えている資器材の取扱いと点検整備

② 浸水への備え

浸水対策	防災気象情報等を入手して早い段階から施設等の出入口に土のうを積む、止水板の設置を行う等の応急対策を実施する。
電気系統	電気設備系統に浸水すると、停電や誤作動、感電の危険があるため、浸水対策などの措置を行う。

③ 避難への備え

避難時	浸水の可能性がある場合は、早めに避難する。
	高齢者等の要配慮者に対し避難時の救援を行う。
	浸水の状況に応じた避難経路を確認しておく。
施設整備	ドアの外側が浸水していると水圧により開かないことがあるので注意する。
	土のうを積む際は、避難の妨げにならないように注意する。
電気系統	浸水や漏水により、防火シャッターが誤作動し、避難経路を遮断することがあるので、シャッターにより閉鎖されたときの避難経路も確認しておく。
	停電等により電話やインターホンが使用できなくなる。
	浸水による停電で照明が消えたり、エレベーターが停止することがある。浸水が始まった場合は、エレベーターは使用しない。

2-4 利用者への啓発

施設の所有者又は管理者は、利用者に対して災害時における当該施設の危険性や避難時における対応策を次の方法等により周知します。

- ① 避難経路図等に浸水時の避難経路及び避難先を明示し掲示する。
- ② 避難確保・浸水防止計画や取組み事項、浸水時の避難経路及び避難先についてホームページ等で公開もしくはパンフレット等を作成して配布する。

2-5 連絡体制の整備

① 従業員等の施設内関係者に対して

今後の気象状況により浸水の危険性があると判断した場合は、各フロアの施設関係者へ連絡します。その際に迅速かつ正確に伝える必要があるため、伝える内容等について

も予め準備してください。休日や営業時間外での連絡体制についても整備しておきます。また、深夜など従業員等が現場に居ない場合の対処方法も検討してください。

② 消防等の公的機関への通報

災害時に施設が浸水し、人が取り残されている可能性がある場合は、直ちに 119 番通報を行ってください。

③ 近隣施設等

地階部分が近隣施設等と接続されている場合には、近隣施設等との連絡網を整備し、災害時には入手した気象情報、避難情報等の共有を図ります。

2-6 防災訓練

施設の所有者又は管理者は、浸水を想定した各種訓練を定期的に行う必要があります。まずは実施可能な小さな訓練から取り組み、徐々に訓練内容の充実を図ってください。

以下は訓練の種類や内容についての一例ですので、取り組む際の参考にしてください。

【訓練実施方法】

図上訓練

施設図面等を用いて机上で行う訓練で、会議室などで比較的容易に行うことができる訓練です。図上訓練は、参加者全員が現状の危険性やその対応方法等について共通の認識を持つことができる有効な手段の一つです。

実動訓練

浸水時に円滑かつ迅速な行動をとるために、浸水防止や避難誘導の実動訓練を行います。必要に応じて行政等に協力を依頼して実施することも防災力向上のために有効です。

【訓練内容（例）】

① 自衛水防本部設置訓練

本部設置までの流れや人員の配置、指示等に関する事項を確認する訓練

② 情報収集・伝達・通報訓練

情報収集及び伝達方法の確認、関係機関等へ通報する訓練

③ 浸水防止訓練

排水ポンプ及び浸水防止資器材等の取扱訓練

④ 避難誘導訓練

避難誘導方法及び誘導方向、避難誘導する人員配置に関する訓練

⑤ 救出・救護訓練

逃げ遅れた人の救助、ケガをした人の救護に関する訓練

2-7 情報収集

災害時は適切な情報をいち早く把握することが重要になります。気象情報や避難情報等を入手することが出来るよう、各種情報の収集方法を日頃から確認しておきましょう。

以下は情報の収集方法の一例になります。

- ① スマートフォン用アプリやメール配信サービスなど、日頃から登録しておく必要があるもの※登録料は無料

◆四日市市Sアラート（アプリ）

防災行政無線（スピーカー）の放送内容が、文字と音声でスマートフォンに直接届くアプリです。避難指示等の緊急情報はマナーモードであっても最大音量で通知します。また、インターネットに繋がる場所であれば、全国どこにいても登録地区の情報が届きます。

<https://bousai2.city.yokkaichi.mie.jp/infor-gathering/ig-01/s-alert/>



◆四日市市安全安心防災メール

携帯電話やスマートフォンにメールで、緊急情報に加え、防犯情報や濁水情報等も取得することができます。

t-yokkaichi@sg-p.jp ※空メールを送って登録できます。



◆テレビ・ラジオで情報収集する

- ② インターネットで情報収集する

気象情報の収集に加えて、次の情報も状況に応じて確認しましょう。

◆【気象庁】気象警報・注意報の発表状況

現在発表されている気象警報や注意報の状況が確認できます。

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html>



◆四日市市の防災情報

四日市市防災情報ホームページでは、緊急情報に加え、避難場所の開設情報が確認できます。また、四日市市におけるキキクル(危険度分布)、雨量、河川水位の情報も取得できます。

<https://bousai2.city.yokkaichi.mie.jp/>



◆キキクル（四日市市カスタマイズバージョン）

気象庁が提供する四日市市に特化した防災気象情報ページです。警報・注意報、雨雲の動き、キキクル、河川情報、台風、地震・津波など、災害時に必要な情報を一つの画面で確認できます。

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/kikikuru.html>



◆四日市市内の雨量、各河川水位情報

四日市市内の雨量、河川水位、ライブカメラの情報を地図上で確認できるページです。大雨時に、施設周辺の降雨状況や河川の水位、現地の様子を把握するために活用できます。

<https://weathernews.jp/bosai/24202/?fm=onebox>



2－8 自衛水防本部の設置

浸水のおそれがある場合には、施設利用者の避難確保及び浸水防止活動を迅速に実施できるよう、危険度の高まりに応じて、注意体制、警戒体制及び非常体制へ段階的に移行します。体制の移行基準は、次の例を参考に、施設の立地、構造、利用状況、避難及び浸水防止活動に要する時間等を踏まえて定めてください。

【注意体制】

次のいずれかに該当する場合は、気象情報等の収集を開始するとともに、関係者と常に連絡が取れる体制を確保してください。

- ① レベル2 大雨注意報又はレベル2 高潮注意報が発表されたとき
- ② レベル2 河川氾濫注意報又はレベル2 氾濫注意情報が発表されたとき
- ③ 台風の接近や局地的な集中豪雨が予想されるとき

【警戒体制】

次のいずれかに該当する場合は、自衛水防本部を設置し、避難誘導及び浸水防止活動に必要な資器材や人員の準備を開始してください。

- ④ レベル3 大雨警報又はレベル3 高潮警報が発表されたとき
- ⑤ レベル3 河川氾濫警報又はレベル3 氾濫警戒情報が発表されたとき
- ⑥ 警戒レベル3 高齢者等避難が、施設が所在する地区又は施設周辺に発令されたとき
- ⑦ 周辺河川の水位上昇、施設周辺の道路冠水その他浸水の前兆が確認されたとき

【非常体制】

次のいずれかに該当する場合は、非常体制に移行し、避難誘導及び浸水防止活動を実施してください。

- ⑧ レベル4 大雨危険警報又はレベル4 高潮危険警報が発表されたとき
- ⑨ レベル4 河川氾濫危険警報又はレベル4 氾濫危険情報が発表されたとき

- ⑩ 警戒レベル4避難指示又は警戒レベル5緊急安全確保が、施設が所在する地区又は施設周辺に発令されたとき
- ⑪ 周辺河川で越水が発生し、若しくは越水のおそれが高まったとき、又は施設周辺で大規模な道路冠水、床上浸水若しくは床下浸水が発生したとき
- ⑫ 施設への浸水が発生し、又は浸水が切迫していると認められるとき

なお、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、浸水防止活動よりも施設利用者及び従業員等の避難を優先し、直ちに津波浸水想定区域外又は安全な上階等へ避難誘導してください。

第3章 避難確保・浸水防止計画の作成及び公表について

3-1 計画の報告及び公表について

施設の所有者又は管理者は、避難確保・浸水防止計画を作成したときは、遅滞なく四日市市長に報告するとともに、施設利用者等に公表する必要があります。

避難確保・浸水防止計画を作成した後、計画本体及び避難確保・浸水防止計画作成（変更）報告書を、次の提出先へメールで提出してください。なお、報告書には、施設利用者等への公表方法についても記入してください。

計画の内容を変更した場合も、変更後の計画本体及び避難確保・浸水防止計画作成（変更）報告書を、同様に提出するとともに、変更後の計画を公表してください。

なお、緊急連絡網、個人情報、資器材の保管場所その他保安上の理由により公表することが適当でない事項については、公表対象外の別紙として整理することができます。国土交通省も、公表が困難な箇所に限って別紙とし、公表対象から除外する方法を示しています。

《報告書及び計画提出先》

四日市市 危機管理統括部 危機管理課

住 所 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

電 話 059-354-8119

メール kikikanri@city.yokkaichi.mie.jp

3-2 計画の作成要領（記入例）

避難確保・浸水防止計画作成（変更）報告書と、避難確保・浸水防止計画本体を作成します。別途様式で作成しても構いませんが、次の項目を計画内で定めておかなければいけません。

- ① 洪水時等の防災体制に関する事項
- ② 洪水時等における利用者の避難誘導に関する事項
- ③ 洪水時等における浸水防止活動に関する事項

- ④ 洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項
- ⑤ 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑥ 自衛水防組織(自衛水防本部)の業務に関する事項
- ⑦ その他、洪水時等における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

次ページから、報告書及び計画本体の記入例を示します。

法令上必要な事項をすべて定めた上で、施設の規模、構造、利用形態及び想定される浸水状況等に応じて、具体的な内容を記載してください。

避難確保・浸水防止計画 作成（変更）報告書

令和○年○月○日
（あて先）四日市市長

（施設所有者）

住 所 〒000－0000
四日市市○○町○○番○号

氏 名 （法人の場合は、法人名および代表者名）
○○株式会社 代表取締役○○ ○○

（施設管理者）

住 所 □ 所有者と同じ場合はチェック（管理者欄の記入不要）
〒000－0000
四日市市△△町△△番△号

氏 名 （法人の場合は、法人名および代表者名）
△△株式会社 代表取締役△△ △△

水防法第15条の2に基づき、別添のとおり計画を ■ 作成
□ 変更 したので報告します。

施 設 ※	所 在 地	四日市市□□町□□番□号
	名 称	□□ビル
	用 途	地下駐車場
連 絡 先	担 当 者	□□ □□
	電 話	00-0000-0000
	メ ー ル	□□@□□. jp
公表の方法		ホームページ（URL：_____） その他（_____）
その他特記事項 （変更の場合は主要な変更事項）		
（以下は市記載欄のため、記入しないでください。）		
受 付 欄		経 過 欄

※ 施設の所在地、名称、種別に変更がある場合は、それぞれの新旧を併記すること。

避難確保・浸水防止計画に基づく訓練の実施報告書

令和〇年〇月〇日 (あて先) 四日市市長		
(施設所有者)		
住 所	〒000-0000 四日市市〇〇町〇〇番〇号	
氏 名	(法人の場合は、法人名および代表者名) 〇〇株式会社 代表取締役〇〇 〇〇	
(施設管理者)		
住 所	☐ 所有者と同じ場合はチェック (管理者欄の記入不要) 〒000-0000 四日市市△△町△△番△号	
氏 名	(法人の場合は、法人名および代表者名) △△株式会社 代表取締役△△ △△	
水防法第15条の2に基づき、令和〇年度 (令和〇年4月1日から令和〇年3月31日まで) の訓練実施状況を報告します。		
施設の名称	〇〇ビル	
施設の所在地	四日市市〇〇町〇丁目〇番〇号	
訓練実施日 (年1回以上)	令和〇年〇月〇日	
訓練の参加人数	〇〇人	
想定災害 (消防訓練などの訓練と併用可)	☐ 洪水 ☐ 雨水出水 ☐ 津波 ☐ 高潮 ☐ その他 ()	
施設利用者の避難誘導 (実施した場合のみ)	避難支援に要した人数 : () 人 避難に要した時間 : () 時間	
避難確保・浸水防止 計画の点検	☐ 点検実施 [☐ 計画に変更あり (届出必要) ☐ 計画に変更なし]	
課題と改善方法	職員への備蓄品や資機材の保管場所の周知が必要である。	
連絡先	担 当 者	〇〇 〇〇
	電 話	00-0000-0000
	メー ル	〇〇@〇〇.jp

備考

- 1 訓練を年に複数回実施している場合でも、報告書の提出は1回のみで結構です。
- 2 この報告書の提出は、訓練を実施した年度の次年度の4月末までに提出して下さい。
(例：令和8年12月訓練実施分⇒令和9年4月末までに提出)

四日市市
担当者印

() に施設名を記入します。

(施設名) 避難確保・浸水防止計画

令和 年 月 日作成

文中の（ ）に施設名を記入します。

(計画の目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき、（施設名）の利用者の洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とする。

2 この計画の修正は、軽微な事項については（施設名）の関係者と協議のうえ決定するものとし、連絡先等を含めて計画の大幅な見直しが生じた場合は、四日市市危機管理課へ報告する。

(計画の対象区域)

第2条 （施設名）の地下空間の範囲は、各接続ビルを包含した地域の範囲とする。

2 接続ビルの状況については、次のとおりとする。

ビル名	出入口数	地階数

接続するビル等が無い場合は「該当なし」とご記入ください。

(計画の適用範囲)

第3条 この計画は、（施設名）に勤務し、又は利用する全ての者に適用する。

(協議会の設置)

第4条 災害発生時の対応を事前に協議するため、協議会を設置する。協議会の構成は、次のとおりとする。

店舗名など	担当者名	連絡先

ホテルや駐車場、スーパー等で店舗が分割されていない場合は、「該当なし」とご記入ください。

(防災体制)

第5条 浸水のおそれがある場合は、危険度の高まりに応じて、注意体制、警戒体制及び非常体制へ段階的に移行する。体制の移行基準は、施設が対象となる洪水、雨水出水又は高潮の災害種別ごとに定める。

(1) 注意体制

ア レベル2大雨注意報又はレベル2高潮注意報が発表されたとき

イ 対象河川にレベル2氾濫注意報又はレベル2氾濫注意情報が発表されたとき

ウ 台風の接近又は局地的な集中豪雨が予想されるとき

(2) 警戒体制

ア レベル3大雨警報又はレベル3高潮警報が発表されたとき

イ 対象河川にレベル3氾濫警報又はレベル3氾濫警戒情報が発表されたとき

各施設の体制に応じて、修正してください。

- ウ 警戒レベル3 高齢者等避難が、施設が所在する地区又は施設周辺に発令されたとき
- エ 周辺河川の水位上昇、施設周辺の道路冠水その他浸水の前兆が確認されたとき
- (3) 非常体制
- ア レベル4 大雨危険警報又はレベル4 高潮危険警報が発表されたとき
- イ 対象河川にレベル4 氾濫危険警報又はレベル4 氾濫危険情報が発表されたとき
- ウ 警戒レベル5 避難指示又は警戒レベル5 緊急安全確保が、施設が所在する地区又は施設周辺に発令されたとき
- エ 周辺河川で越水が発生し、若しくは越水のおそれが高まったとき、又は施設周辺で大規模な道路冠水等が発生したとき
- オ 施設への浸水が発生し、又は浸水が切迫していると認められるとき
- (4) 自衛水防本部（自衛水防組織）
- 自衛水防本部については、別添1「（施設名）自衛水防本部体制図」のとおりとする。
- (5) 自衛水防本部の設置場所
- 自衛水防本部は、（○棟○階）の（○○会議室）に設置する。
- (6) 自衛水防本部の解散
- 水害の危険が解消されたと認められたとき、あるいは水害の発生による応急対策が完了したと認められるときに解散する。
- (7) 任務の内容

浸水の可能性が低い上階の、電話などの通信機器がある会議室や従業員室などを選定してください。

組織		記載例
主な任務		
統括責任者	1 自衛水防本部の指揮監督	施設規模に併せて班数を変更もしくは任務内容を変更してください。
本部運営班	1 情報の収集及び伝達	
	2 浸水防止活動、避難誘導等に関する判断の補佐	
	3 統括責任者の指示に基づく各班の活動の調整	
	4 浸水状況等の情報の各班への連絡	
情報収集・伝達班	1 気象情報、洪水情報等の収集及び伝達	
	2 関係機関への情報連絡	
	3 館内放送等による情報伝達	
	4 報道機関への対応その他の広報	
	5 隣接施設等の管理者との情報連絡	
	6 休日・夜間の緊急連絡	
浸水対策班	1 浸水及び漏水を防止するための措置	
	2 水防用資器材の準備	
	3 浸水のおそれがある箇所の事前確認	
	4 電気設備、機械設備及び排水ポンプの点検及び必要な措置	
	5 排水溝の点検及び必要な措置	
	6 地上出入口、車路、換気口等の点検及び浸水防止措置	
	7 安全が確保できる範囲での被害発生箇所の応急措置	

	8 防水扉、止水板等の閉鎖又は設置
避難誘導班	1 利用者等の避難誘導及び未避難者等の確認 2 利用者等への避難方法の伝達 3 各テナントの避難状況の確認 4 地上の避難経路及び避難先の安全確認

(情報収集及び伝達)

第6条 情報収集体制については、次のとおりとする。

(1) 情報収集体制

浸水の危険性把握のため、次により情報の収集を行う。

ア 収集する情報

- ・気象注意報、警報の発表状況、キキクル情報
- ・雨量、河川の水位情報
- ・行政機関からの防災情報、避難情報

収集する情報及び手段については、現実
に即したものを選択し記載ください。

イ 収集手段

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等から情報を収集する
- ・四日市市Sアラートに登録して情報を収集する
- ・周辺の状況を目視又はテレビカメラ等で確認する

(2) 情報伝達体制

浸水の危険性を感じたり、各種情報により浸水の予測があったりしたときには、速やかに情報を伝達する。伝達の体制図については、別添2「(施設名) 緊急連絡網」のとおりとする。

また、地下で接続する他のビル等へも情報を伝え、共同して体制をとることとする。

地下で接続していない場合はこちらの
一文は不要です。

(警戒活動)

第7条 施設への浸水の防止や被害の拡大を防ぐため、次のとおり、危険度の段階によって警戒活動を実施する。

(1) 注意体制

ア 参考とする気象情報等

レベル2大雨・氾濫・高潮注意報の発表、局地的大雨の情報など

イ 対応する内容

浸水に備えた準備を行う。

対応する人員は施設の規模に応
じて設定してください。

ウ 対応する人員

本部運営班、情報収集・伝達班、浸水対策班の一部

(2) 警戒体制

ア 参考とする気象情報等

レベル3大雨・氾濫・高潮警報の発表、警戒レベル3高齢者等避難の発令、局地的大雨の情報など

イ 対応する内容

- ・必要に応じて、土のう、止水板、排水ポンプ等の浸水に備えた対策をする。

- ・浸水状況の確認を行う。
- ・お年寄りや体が不自由な要配慮者等、避難に時間を要する者の避難

ウ 対応する人員

本部体制の2分の1以上

津波警報・大津波警報発表時
は、直ちに避難をお願いしま

(3) 非常体制

ア 参考とする気象情報等

レベル4大雨・氾濫・高潮危険警報の発表、津波・大津波警報の発表、避難指示の発令

イ 対応内容

統括責任者の判断により、全員が避難する。

ウ 対応する人員

全員

(避難誘導)

第8条 避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難誘導の原則

浸水時又は浸水が予想される場合には、利用者の避難を最優先に行う。

(2) 避難時期

避難指示等の発令を待つことなく、施設周辺の状況、避難に要する時間等を踏まえ、統括責任者が必要と判断した場合は、早期に避難誘導を開始する。

(3) 避難誘導時の行動

避難誘導時の行動については、次の点に注意する。

ア 館内放送設備などを使用して、現在の浸水等の状況について利用者に説明するとともに、落ち着いて避難するよう呼びかける。

イ エレベーターやエスカレーターなどの電気設備の利用を行わないよう周知する。

ウ あらかじめ決められた避難誘導班が所定の位置につき、利用者を安全な方法で避難させる。

エ 要配慮者の避難誘導については、周りの人達の協力を得ながら迅速に行う。

(4) 避難経路及び避難場所

ア 避難経路並びに安全な避難先については、事前に検討しておく。避難経路図を作成し、利用者の目に付きやすい場所に掲示するとともに、従業員へも周知する。避難経路図は、別添3「(施設名) 避難経路図」のとおりとする。

イ 施設への浸水が発生した場合、想定浸水深等を踏まえ、あらかじめ定めた浸水が想定されない地上又は安全な上階等への避難を優先し、安全な避難場所が確保できないと判断する場合には、最寄りの指定緊急避難場所へ誘導する。

(5) 避難誘導方法及び留意事項

ア 利用者がパニックにならないように、避難誘導班をはじめ、各班員は落ち着いて行動する。

イ 浸水時には停電が想定されるため、エレベーターやエスカレーターなどは利用せず、また、利用しないように呼びかける。

ウ 停電に備え、各店舗等には、平常時から懐中電灯等を用意しておく。

(6) 館内放送の内容

周知すべき内容の気象情報等を入手した際や、避難指示等の情報を入手した場合には、次のとおり館内放送等を利用して、利用者に知らせる。

ア 気象情報等を入手した際の放送内容

「こちらは、(施設名) 自衛水防本部です。ただいま、気象庁より〇〇警報の発表がありました。今後の気象情報に注意してください。」

イ 避難指示等を入手した際の放送内容

「こちらは、(施設名) 自衛水防本部です。ただいま、四日市市より避難指示の発令がありました。(施設名) をご利用の方は、従業員の指示に従い、落ち着いて避難してください。」

ウ 浸水情報等を入手した際の放送内容

「こちらは、(施設名) 自衛水防本部です。ただいま、浸水が発生しています。(施設名) をご利用の方は、従業員の指示に従い、落ち着いて避難してください。」

(防災教育)

第9条 従業員等への防災教育は、次のとおり行う。

(1) 防災教育の計画

従業員等に対し、日頃から防災に対する心構えや、いざという時の対応方法、また、要配慮者への対応などを教育し、自主防災への積極的な取組みを図っていく。

(2) 防災教育及び研修の時期

従業員等に対して、次の内容を教育する。また、教育を行う時期は次表のとおりとする。

ア 教育内容

- ・避難確保・浸水防止計画の内容の周知徹底
- ・浸水予防の周知徹底
- ・防災体制の周知徹底
- ・水害に関する事項の周知徹底
- ・その他、施設において防災管理上必要な事項

年1回以上は実施しましょう。避難方法等について話し合うグループワークを実施するのも一つの方法です。

教育実施時期

記載例

時期	対象者	内容
4月	新規採用の従業員等	○ 水害について ○ 避難確保・浸水防止計画について ○ 防災体制について ○ 浸水予防について
5月、9月 (梅雨時期・台風時期)	全従業員	
随時	班別	

(防災訓練)

第 10 条 防災訓練については、次のとおり行う。

(1) 防災訓練の計画

浸水等の被害を防止したり、実際の浸水時に迅速な対応を図るため、従業員等を参加させた訓練を行う。また、地下で接続する他のビルと共同で訓練を行うほか、関連事業所や各種団体等とも協力して開催する。

(2) 防災訓練の内容

ア 動員訓練

- ・作成した緊急連絡網で所定の場所に参集する訓練

イ 自衛水防本部設置訓練

- ・自衛水防本部を設置し、人員配備の確認および各班への指示を行う訓練

ウ 浸水防止訓練

- ・排水用及び防水用資器材の取扱いに関する訓練

エ 情報収集伝達訓練

- ・情報の収集・伝達について確認を行う訓練

オ 避難訓練と避難誘導訓練

- ・避難するために必要な資器材等の配備と避難体制に関する訓練
- ・避難誘導方法及び誘導方向、避難誘導する人員配置に関する訓練
- ・要配慮者の避難誘導に関する訓練

カ 救出・救護訓練

- ・逃げ遅れた人の救助、ケガをした人の救護に関する訓練

年 1 回以上は実施しましょう。

訓練実施時期

記載例

時期	対象者	内容
4 月	新規採用の従業員等	○ 自衛水防本部設置訓練 ○ 情報収集伝達訓練 ○ 浸水防止訓練 ○ 避難誘導訓練 ○ 救出・救護訓練
5 月、9 月 (梅雨時期・台風時期)	全従業員	
随時	班別	

(施設及び資器材の整備)

第 11 条 施設及び資器材の整備等については、次のとおり行う。

(1) 迅速・確実な避難の確保及び浸水に備えるため、懐中電灯、拡声器、土のう、止水

板、防水扉、排水ポンプ、排気口浸水防止機、非常用電源などの資器材等の整備を行う。

(2) 平常時から、上記(1)の資器材等を準備しておき、保管場所や設置場所、使用方法について、従業員等に周知徹底する。

【設置資器材等一覧】

記載例

資器材等の名称	数量	設置場所	設置(更新)時期	備考
懐中電灯	40	1・2階 各店舗	令和○年○月	
ラジオ	3	1階 中央管理室	令和○年○月	
拡声器	6	1階 中央管理室	令和○年○月	
止水板	4	1階 北口	令和○年○月	60cm×200cm
防水扉	2	地下1階 東口	令和○年○月	
排水ポンプ	1	地下1階 機械室	令和○年○月	2.0 m ³ /min
土のう	50	1階 倉庫	令和○年○月	

(施設名) 緊急連絡網

別添 2

フロア	内線番号	フロア責任者	
3 階		店舗名及びフロア責任者等を記入	店舗名及びフロア責任者等を記入
2 階		店舗名及びフロア責任者等を記入	店舗名及びフロア責任者等を記入
1 階		店舗名及びフロア責任者等を記入	店舗名及びフロア責任者等を記入
地下 1 階		店舗名及びフロア責任者等を記入	店舗名及びフロア責任者等を記入
地下駐車場		店舗名及びフロア責任者等を記入	店舗名及びフロア責任者等を記入

統括責任者
所属・氏名 () 連絡先 ()

本部運営班長
所属・氏名 () 連絡先 ()

情報収集・伝達班長
所属・氏名 () 連絡先 ()

避難誘導班長
所属・氏名 () 連絡先 ()

浸水対策班長
所属・氏名 () 連絡先 ()

情報収集・伝達班				
店舗等の連絡先、担当者名等	店舗等の連絡先、担当者名等	店舗等の連絡先、担当者名等	店舗等の連絡先、担当者名等	店舗等の連絡先、担当者名等

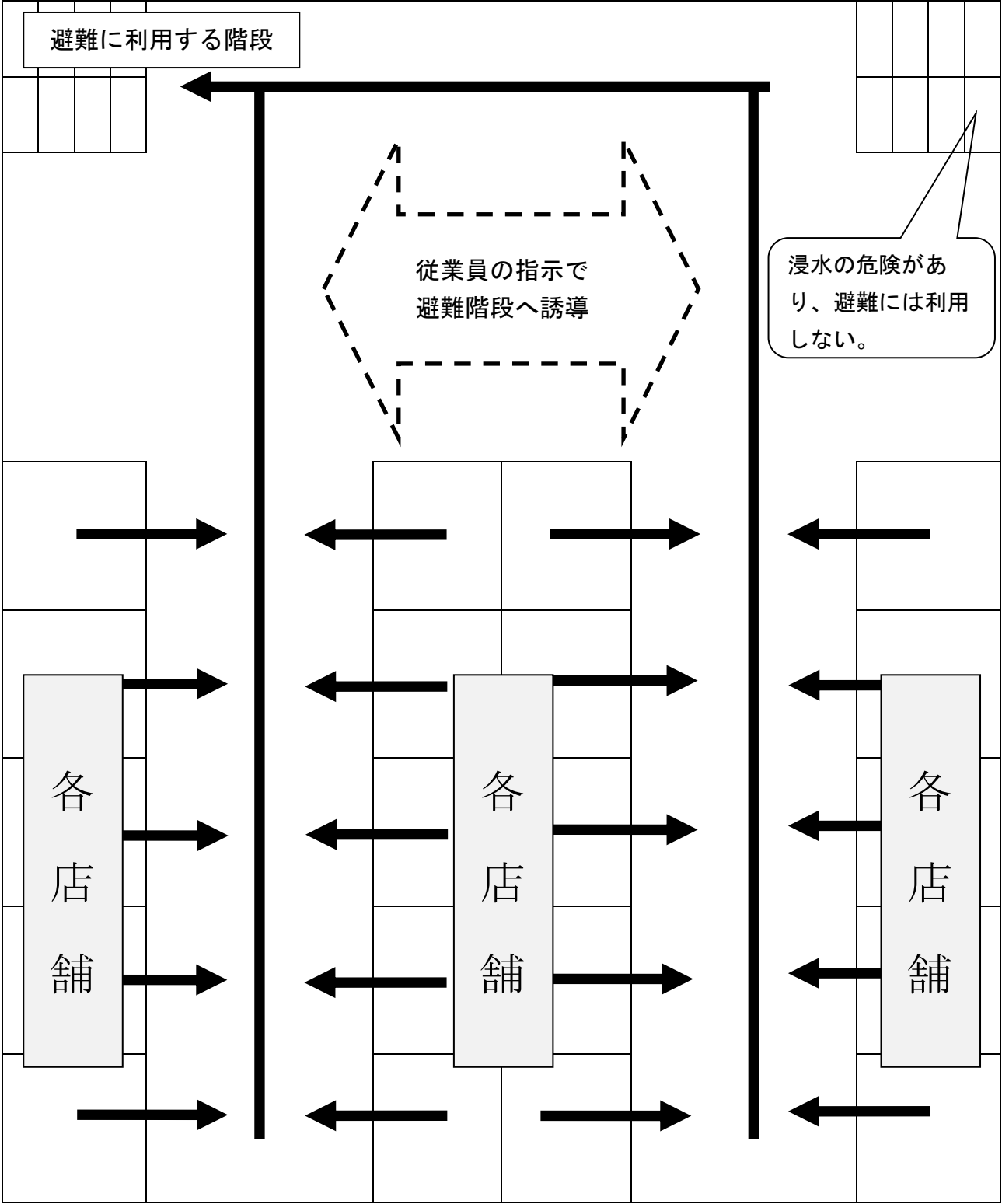
避難誘導班				
店舗等の連絡先、担当者名等	店舗等の連絡先、担当者名等	店舗等の連絡先、担当者名等	店舗等の連絡先、担当者名等	店舗等の連絡先、担当者名等

浸水対策班				
店舗等の連絡先、担当者名等	店舗等の連絡先、担当者名等	店舗等の連絡先、担当者名等	店舗等の連絡先、担当者名等	店舗等の連絡先、担当者名等

- ・消防署等へ救助を要請
- ・市役所等への通報
- ・地階で接続する近隣の他のビル等へ情報提供
- ・その他必要と思われる施設等へ連絡 など

個人情報を含む場合は、四日市市へ報告時には黒塗りもしくは空白をお願いします。

(施設名) 避難経路図



所在地：_____

連絡先：_____

担当者：_____

第4章 用語説明

計画を作成するにあたっては、災害に関する用語を理解しておくことが重要です。

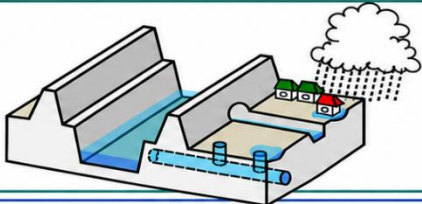
1 河川及び災害に関する用語

用語	解説
浸水	大雨、洪水等により住宅等へ水が入り込むことをいう。（例：床下浸水）特に地下空間は雨水が集中しやすく浸水しやすい。
冠水	道路や田畑が水に浸かることをいう。（例：道路冠水）特にアンダーパス（地下道）は雨水が集中しやすく冠水しやすい。
越水（ いっすい 溢水）	増水した河川の水が堤防の高さを越えてあふれ出すことをいう。
決壊、破堤	堤防が破壊され、河川の水が堤防から流れ出すことをいう。
はん濫	越水（ いっすい 溢水）もしくは決壊により水が流出することをいう。
洪水予報河川	流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川のことをいう。 ※四日市市では、鈴鹿川が洪水予報河川。
水位周知河川	洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川で、避難判断水位（特別警戒水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川のことをいう。 ※四日市市では、朝明川、海蔵川、三滝川、鹿化川、天白川、内部川が水位周知河川。
右岸、左岸	河川において、上流側から下流を見て右側を右岸、左側を左岸という。
堤内地、堤外地	堤防によって洪水はん濫から守られている住居や農地のある側を堤内地、堤防から河川側を堤外地という。
天端	堤防やダムが一番高い部分をいう。
水平避難	洪水や津波等から生命の安全を確保するために、河川や海から離れた方向へ移動して避難することをいう。
垂直避難	洪水や津波等から生命の安全を確保するために、想定浸水深等を踏まえ、浸水が想定されない安全な上階等へ移動することをいう。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など、防災上の配慮を必要とする者をいう。

○風水害の種類

内水氾濫・外水氾濫(洪水)・高潮の違い

1 内水氾濫



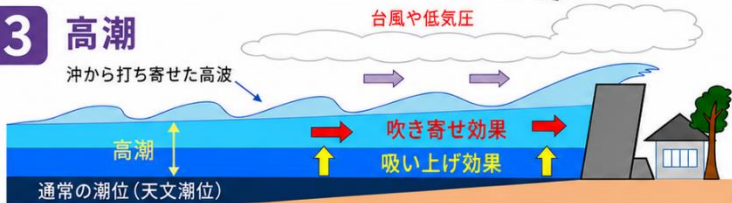
短時間の大雨などで
雨水の排水が追いつかず、
市街地に水がたまる。

2 外水氾濫(洪水)



河川の水位が上昇し、
堤防を越えたり決壊したりして、
河川の水が市街地へ流れ込む。

3 高潮



台風・低気圧による
「吸い上げ」と強風による
「吹き寄せ」で
海面が上昇し、
沿岸部が浸水する。

出典：国土交通省 水管理・国土保全局・気象庁「河川氾濫・大雨に関する情報の改善」(令和8年4月更新)、気象庁「高潮」

2 避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)

四日市市は、災害の恐れがあり避難が必要と判断した場合は、次の3段階の避難情報を発令し、防災行政無線や広報車、携帯電話の緊急速報メール等を通じて市民の皆さんに伝達します。詳しくは次のページをご覧ください。

○避難情報の種類

↑

危険度

↓

警戒レベル	避難情報など	どんな行動をするか
警戒レベル5	緊急安全確保	災害が発生し、切迫している状況です。 命の危険があるため、直ちに安全を確保しましょう
警戒レベル4 全員避難	避難指示	速やかに危険な場所から全員避難しましょう。 公的な避難場所に限らず、近くの安全な場所や、自宅内で安全を確保することも避難の選択肢の一つです
警戒レベル3 高齢者などは避難	高齢者等避難	避難に時間を要する人（高齢者、障害のある人、乳幼児）とその支援者は危険な場所から避難しましょう
警戒レベル2	大雨注意報など	気象情報などの最新情報に注意し、避難に備え、ハザードマップなどで自らの避難行動を確認しましょう
警戒レベル1	早期注意情報	

本市から発令

気象庁が発表

3 四日市市の避難場所

災害の種類や状況によって避難する場所が異なりますので、あらかじめ避難場所の違いを理解し、ハザードマップで最寄りの指定緊急避難場所や指定避難所を確認しておきましょう。

【避難所等の種類】

指定緊急避難場所		災害から命を守るために緊急的に避難する場所や施設で、災害種別に応じて、市があらかじめ指定します。
指定避難所		災害により自宅に戻れなくなった方が一定期間、滞在するための施設で、学校の体育館等を指定しています。指定避難所の開設・運営については、避難者による自主運営を基本とします。
津波避難ビル		津波から命を守るため、緊急的に避難するための施設です。
福祉避難所 (2次避難所)		高齢者や障害者など、指定避難所での生活が困難な人のための避難所です。災害の発生が予想される場合や、発生した場合は、まず最寄りの指定緊急避難場所等へ避難する必要があります。
緊急避難所 (その他避難場所)		地域の住民が一時的に災害時の危険を回避するための施設のことで、地域からの要望により災害種別に応じて市が指定しています。

●出典

国土交通省：「地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き（洪水・雨水出水・高潮編）」

名古屋市：「地下街等の避難確保・浸水防止計画作成マニュアル」

尼崎市：「地下街等の避難確保・浸水防止計画作成の手引き」

札幌市：「避難確保計画・浸水防止計画作成の手引き」

●この手引きに関する問い合わせ先

四日市市役所 危機管理統括部 危機管理課（市役所6階）

住 所 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

電 話 059-354-8119

FAX 059-350-3022

メール kikikanri@city.yokkaichi.mie.jp